

別紙 1 - 2

事前照会に係る取引等の事実関係（取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等）

1 当該契約の内容については次のとおりです。

目的

当該契約は、航空機の駐機中における安全を確保するため、航空機に対する破壊工作並びに危険物等の持込み(搭載)を防止し、不審者等の不要な人物の航空機への進入及び接近を防止し、かつ、地上作業員並びに乗降客員、航空機利用者の安全確保を目的とする。

当該業務について

イ 航空機到着前（出発便の場合は業務開始時間より）、S P O T エリア（航空機が駐機している場所）内及び B O A R D I N G B R I D G E（旅客ターミナルと航空機とを連結する通路）内外において不審者・不審物等の有無を確認する。

ロ 航空機到着後は、航空機の全容が把握できる位置にて巡回しながら不審者の警戒に当たる。

2 また、甲は、外国為替及び外国貿易法第 6 条第 1 項第 5 号に規定する居住者です。